

全国引きこもりKHJ家族会連合会
特定非営利活動法人KHJにいがた「秋桜の会」定款

(略称 NPO法人 KHJにいがた秋桜の会)

古今圖書集成

卷一百一十五 人事典 第一百一十五

古今圖書集成

目 次

第1章 総則

- 第1条 名称・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 第2条 事務所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

第2章 目的および事業

- 第3条 目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 第4条 特定非営利活動の種類・・・・・・・・・・・・・1
- 第5条 事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

第3章 会員

- 第6条 種別・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- 第7条 入会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- 第8条 入会金および会費・・・・・・・・・・・・・2
- 第9条 会員の資格の喪失・・・・・・・・・・・・・3
- 第10条 退会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
- 第11条 除名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
- 第12条 拋出金品の不返還・・・・・・・・・・・・・3

第4章 役員および職員

- 第13条 種別および定数・・・・・・・・・・・・・3
- 第14条 選任等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
- 第15条 職務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
- 第16条 任期等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
- 第17条 欠員補充・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
- 第18条 解任・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
- 第19条 報酬等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
- 第20条 職員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5

第5章 総会

- 第21条 種別・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
- 第22条 構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
- 第23条 機能・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
- 第24条 開催・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
- 第25条 招集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
- 第26条 議長・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
- 第27条 定足数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
- 第28条 議決・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6

第29条	表決権	6
第30条	議事録	6

第6章 理事会

第31条	構成	6
第32条	機能	7
第33条	開催	7
第34条	招集	7
第35条	議長	7
第36条	議決	7
第37条	表決権等	7
第38条	議事録	8

第7章 資産および会計

第39条	資産の構成	8
第40条	資産の区分	8
第41条	資産の管理	8
第42条	会計の原則	8
第43条	会計の区分	9
第44条	事業計画および予算	9
第45条	暫定予算	9
第46条	予備費の設定および使用	9
第47条	予算の追加及び更生	9
第48条	事業報告および決算	9
第49条	事業年度	9
第50条	臨機の処置	9

第8章 定款の変更、解散および合併

第51条	定款の変更	9
第52条	解散	10
第53条	残余財産の帰属	10
第54条	合併	10

第9章 広告の方法

第55条	広告の方法	10
------	-------	----

第10章 雑則

第56条	細則	10
附則		11

特定非営利活動法人KHJにいがた「秋桜の会」定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 KHJにいがた「秋桜の会」と称し、略称として、NPO法人 KHJにいがた「秋桜の会」と称することができる。

登記上は特定非営利活動法人 KHJにいがた秋桜の会と表示する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を新発田市下小中山 1034 番地 9 に置く。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 この法人は、引きこもりの子供を持つ親・家族（以後は「引きこもり家族」とする）の悩みや苦しみを解決するため、引きこもり問題に対する社会の理解、行政の支援、親同士の連携、子供の自立等に関する事業を行い、もって社会全体の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するために、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療または福祉の増進を図る活動
- (2) 子供の健全育成を図る活動
- (3) 職業能力の開発または雇用機会の拡充を支援する活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するために、次の事業と活動を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - 1) 引きこもり問題に関する講演会・講座等の企画運営事業
 - 2) 引きこもりの当事者のための常設の居場所設置事業
 - 3) 引きこもり支援団体との交流および協力関係の促進事業
 - 4) 引きこもり家族の親睦・交流を図るイベントの企画開催事業
 - 5) 引きこもり家族サークルの設置事業
 - 6) 引きこもり自助グループ支援事業
 - 7) 引きこもり問題に対する行政支援の活性化事業
 - 8) 引きこもり訪問サポート士の養成および育成事業
 - 9) 引きこもり訪問サポート士派遣事業
 - 10) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

(2) その他の事業

- 1) チャリティー・イベントの実施事業
- 2) 寄付された物品の販売事業
- 3) 企業・個人に対して寄付・募金を要請する活動
- 4) 講演会等の著作、ビデオ、テープの販売活動
- 5) 機関誌等に企業広告を掲載する活動
- 6) その他、この会の事業に必要と思われる活動

- 2、 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とする。以下特定非営利活動促進法を「法」とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人および団体
- (3) 家族会員 この法人の正会員または賛助会員の家族である個人で、この法人の事業を賛助するために入会した個人

(入会)

第7条 正会員は、入会に際し、第3条に定めるこの法人の目的に賛同し、この法人の運営と第5条に定める活動および事業に協力し参加することを受諾しなければならない。

- 2、 この法人の正会員に成ろうとする者は、別に定める入会申込書を理事長に提出する。
- 3、 理事長は、前項の入会申込者が、第3条に定めるこの法人の目的に賛同し、第5条に定める活動および事業に協力できると認めるとき、正当な理由がない限り、入会を承諾し、入会申込者に対してこれを通知しなければならない。
- 4、 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。
- 5、 この法人の賛助会員および家族会員になろうとする者の入会は、理事会にて別に定め、総会に報告する。

(入会金および会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金および会費を納入しなければならない。ただし、事業年度半期後の入会については、会費は半額とする。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一つに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 本人から退会の申し出があったとき。
- (2) 本人が死亡し、または会員である団体が消滅したとき。
- (3) 年会費の有効期限が過ぎて3カ月以上滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員は次の各号の一つに該当するに至ったときは、理事会の議決を経て、これを除名することができる。この場合、当該会員に対して、除名の議決を行う理事会において、弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、この法人の定款または、規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を毀損し、またはこの法人の目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 すでに納入した入会金、会費およびその他の拠出金品は、これを返還しない。

第4章 役員および職員

(種別および定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上 10人以下
- (2) 監事 1人以上 3人以下

- 2、理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とし、この理事長にこの法人の代表権を限定する。

(選任等)

第14条 理事及び監事は理事会において選任する。

- 2、理事長および副理事長は理事会において、理事の互選により定める。
- 3、役員のうち、それぞれの役員について、その配偶者もしくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、または当該役員ならびにその配偶者および3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4、監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を統括する。

- 2、副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときは、理事長があらかじめ指

名した順序によって、職務を代行する。

- 3、 理事は、理事会を構成し、定款の定めおよび理事会の議決に基づき、業務を遂行する。
- 4、 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 理事の業務の遂行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に関して、不正の行為または法令もしくは定款に違反する、重大な事実があることを発見した場合、これを総会または所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況またはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、もしくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2、 補欠または増員により選任された役員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者または他の現任者の任期の残任期間とする。
- 3、 役員は、辞任または任期満了後においても、第13条第1項に定める最小の役員数を欠く場合には、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事または監事のうち、第13条第1項の最小役員定数に、満たなくなったときは理事会の責任において、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次のいずれかに該当するときは、理事会の議決により、当該理事を解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に耐えないと認められたとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他理事としてふさわしくない行為があったとき。
- 2、 前項の規定により解任する場合には、議決の前に、当該理事に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2、 前項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。
- 3、 役員は、その職務を遂行するために要した費用を弁償することができる。
- 4、 前項に関して必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、職員を置くことができる。

2、 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会および臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(機能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 合併
- (3) 解散
- (4) その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2、 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員の総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2、 理事長は、前条第2項第1号および第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3、 総会を招集するときは、会場の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも14日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、出席した理事の中から理事長が指名する。ただし、第25条第2項第2号の請求により、臨時総会を開催したときは、出席した正会員のうちから議長を選出する。

(定足数)

第27条 総会は正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における決議事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2、 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権)

第29条 正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2、 やむを得ない理由のため会議に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3、 前項の規定により表決した正会員は、前2条および次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4、 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
 - (2) 正会員総数および出席者数（書面又は電磁的方法表決者および表決委任者がある場合、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要および議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2、 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

- 2、 監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。
- 3、 顧問は、理事会に出席し、理事長の諮問に答え、または理事長に対して意見を述べるができる。
- 4、 会員は、理事会を傍聴することができる。

(機能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を定める。

- (1) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (2) 事業報告及び活動決算
- (3) 理事の選任又は解任、職務及び報酬
- (4) 監事選任、職務及び報酬
- (5) 入会金及び会費の額
- (6) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。その他新たな義務の負担及び権利の放棄）
- (7) その他運営に関する重要事項
- (8) 総会に付議すべき事項
- (9) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (10) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2、 理事長は、前条第2号および第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3、 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールにより、開催の日の少なくとも3日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2、 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2、 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された

事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3、前項の規定により表決した理事は、前条および次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4、理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時および場所

(2) 理事総数、出席者数および出席者氏名（書面又は電磁的方法表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要および議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2、議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産および会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金および会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収入

(5) 事業に伴う収入

(6) その他の収入

(7) 事業活動に伴い購入した財産

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、次の2種に分ける。

(1) 特定非営利活動に係る事業に関する資産

(2) その他の事業活動に関する資産

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、次の2種に分ける。

(1) 特定非営利活動に係る事業に関する会計

(2) その他の事業に関する会計

(事業計画および予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2、前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定および使用)

第46条 予算超過または予算外の支出に充てるため、予算の中に予備費を設けることができる。

2、予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更生)

第47条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告および決算)

第48条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び活動計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経なければならない。

2、決算後余剰金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(臨機の処置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散および合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合は、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により、解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁の認証の取り消し

2、前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2項の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散したときに、残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、新潟県に譲渡する。

(合併)

第54条 この法人が、合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 広告の方法

(広告の方法)

第55条 この法人の広告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。但し、法28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告は、この法人の掲示場に掲示することにより行う。

第10章 雑則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1、この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2、この法人の役員は、次に定める。

役名	役 員 名	
理事長	三膳 克弥	
副理事長	片桐 清子	三膳 美代子
理事	今井 和夫	井浦 一彦
	大塚 和郎	金子 洋子
	大塚 映子	
監事	大森 秀子	須藤 節子

- 3、この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、設立の日から次年度の最初の総会開催日までとする。
- 4、この法人の設立当初の事業計画および収支予算は、第45条の規定にかかわらず設立総会において定める。
- 5、この法人の設立当初の事業年度は、第50条の規定にかかわらず、成立の日から平成17年3月31日までとする。
- 6、この法人の設立当初の入会金および会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金

- 1) 正会員・・・個人 1口3千円 1口以上

(2) 年会費

- 1) 正会員・・・個人 1口3千円 1口以上

- 2) 賛助会員・・・個人 1口3千円 1口以上
- 団体 1口1万円 1口以上

- 1) 家族会員・・・個人 0円

附則 (令和8年4月12日)

- 1、この定款の変更は、所轄庁の認証の日（ 年 月 日）から施行する。

